RPレビュー 2001 No.2 Volume 5

CONTENTS

_{特集} 欧州の地域政策に学ぶ

_
北海道大学 教授 山口 二郎 ·······2
大阪市立大学 教授 辻 悟一 ·············4 東京経済大学 教授 渡辺 尚 (司会)日本政策投資銀行 地域政策研究センター 副所長 石井 吉春
農業情報研究所(WAPIC) 所長 北林 寿信 ···········13
日本政策投資銀行 地域政策研究センター 主任研究員 松尾 利昭・・・・・・・・19
日本政策投資銀行 地域政策研究センター 主任研究員 松尾 利昭・・・・・・・22
日本政策投資銀行 北海道支店参事役 佐野 修久28
日本政策投資銀行 地域政策研究センター 副主任研究員 米山希容子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日本政策投資銀行 関西支店 調査役 金内 雅人 $\cdots \cdots 4$
東京大学 助教授 $$ 松原 $$ 宏 $\cdots \cdots \cdot 44$
日本政策投資銀行 九州支店 次長 望月 幸泰 ··················52

構造改革時代の地域政策



北海道大学 教授

山口 二郎

小泉政権の発足とともに、構造改革が国を挙げての課題とされ、聖域なき改 革論議が沸き起こっている。その中で、地方偏重の資源配分を進めてきた公共 セクターの見直し、解体(民営化)が課題に上っている。確かに、大規模工業基 地開発の挫折、リゾート第三セクターの破綻など、従来の地域政策の中には「金 をドブに捨てた」と非難されても仕方ないものがある。しかし、構造改革の名の もとに公共セクターの役割そのものを否定することになれば、かえって地域の衰退、 ひいては日本社会の混乱を引き起こすことになる。小泉ブームの熱狂の中で「民 間=バラ色」、「公共部門=非効率」という図式によって世論が思いこまされる ことを恐れる。

そもそも構造改革とは何であろうか。諫早湾干拓に代表されるような自然破 壊的、税金浪費的な公共事業を生み出す政治・行政の構造を改革することの 必要性は誰しも異論がないであろう。しかし、「国土の均衡ある発展を目指す 時代は終わった」とか、「これからは地域間の競争の時代」と唱え、自治体に自 由競争と自己責任を求めるだけで地域は活性化するのであろうか。

大前提として、日本はシンガポールのような都市国家にはなれないことを確認 しておく必要がある。市場原理主義的な構造改革によって、競争力の弱いセク ターから失業者が溢れ出し、大都市に集まるという事態は、誰も望まないであろう。 国土の均衡という目標は、物的生活・生産基盤についてはかなり達成されたか もしれないが、全国各地に人が住み、様々な職業で生き生きと仕事をするという 社会をつくることは、これからも政策目標でありつづける。

その際に参考になるのは、アメリカよりもヨーロッパの経験である。資源に恵ま れ、成功を求めて人があちこち移動することを当然と考えるアメリカでは地域政 策という概念は成り立ちにくい。文化の地域性が大きく、伝統的産業と住民の 結びつきの強いヨーロッパでは、経済構造の変化に対応した地域政策が展開 されてきた。たとえば、私は近年イギリスのスコットランドにおける地方分権と地 域的経済構造政策に注目してきた。スコットランドは人口500万人あまりで、かつ ては鉄鋼、造船、炭坑で栄えた地域であった。しかし、60年代以降重工業が競 争力を失って衰退し、一時失業率が15%を超えた。絶望的な状況の中で、スコ ットランド省(当時)の担当者が中心となって中期的な産業構造転換策が検討 された。そして、コンピュータを中心とした成長産業の誘致に向けたハード(交

通基盤、用地等)、ソフト(人材育成、技術開発)の両面にわたる政策体系が打 ち出された。それらの政策が成功して、80年代後半からスコットランドはヨーロッ パのシリコンバレーといわれるようになった。

当時の担当者にインタビューしたときに印象に残ったのは、地域政策の立案 における知的中枢部の重要性であった。失業者があふれたとき、住民は短期 的な雇用対策を求め、政治家もそれを無視できない。しかし、その場限りの失業 対策で地域が再生しないことは明らかであった。持続可能な地域経済の構造 を作り出すビジョンを描くのは、行政の仕事だと彼らは強調した。そして、ハード 面での基盤整備だけではなく、情報を集め、地域の持っている潜在能力を生か すための知恵を出すことこそ政策の中心であると述べていた。

ここで重要なことは、市場競争の結果が生み出した代謝現象(失業、陳腐産 業の衰退)は、市場競争によって解決することはできないという点である。新た な基幹産業で雇用を作り出すにしても、公共部門が中期的な視点から構造政 策を考案し、それを実施することなしには、地域経済の活性化はありえないので ある。自助、自律の精神は重要ではあるが、競争のスタートラインにつくための 環境整備は政策の役割である。

日本の場合、高度成長やバブル経済の延長線上で地域開発計画が打ち上 げられ、効果をあげられないものも多かった。しかし、過去の失敗から学ぶべき 教訓は、政策そのものが不要ということではなく、戦略性を持った賢明な政策を 立案することの重要性である。

聖域なき改革は必要である。しかし、単に都市優先の資源分配に変えること が構造改革ではないはずである。地域の側からも、「整備新幹線も高速道路も」 といった従来の陳情政治から脱却して、持続可能な地域経済構造を作り出す ために、本当に何が必要かを考え、自ら優先順位をつけた政策主張を行ってい くことが必要である。道路特定財源を見直すと言うのなら、地方の公共交通シ ステム構築のための財源にするといった代案を示すべきである。小泉改革は、 地方にとって試練であると同時に、従来のしがらみやタブーを取り払った自由な 政策展開を行うための機会でもある。

欧州の地域政策に学ぶ



大阪市立大学 経済学部 教授 辻 東京経済大学 経済学部 教授 渡辺

(司会)日本政策投資銀行 地域政策研究センター 副所長 石井 吉春

2001年5月23日 日本政策投資銀行 本店

司会 本日はお忙しい中、お時間を頂戴致しまして、 ありがとうございます。

日本は、これから財政制約や人口減少という局 面を迎え、従来型の中央主導の公共投資政策や地 方交付税制度を変えていこうという状況にあります。 我々も「地域」を柱の一つにする際、自立的発展と いうことを目標に掲げました。自主性、自立性を中 心に据えることで全体としての成長戦略も変えてい きたいと考えております。

欧州は、ある程度成熟化が早かったことや、EU というグローバリゼーションとローカリゼーションの両 面を加速させる動きがありましたから、こういった政 策展開が日本よりも進んでいるのではないかと考え ておりますが、まずは、EU・国・地域という重層構造 のなかで、EUの地域政策の位置付けからお話をお 願いしたいと思います。

1. EU地域政策の位置付け

辻 EC/EUの地域政策の中心課題は、EEC発足 当初から現在に至るまで地域間格差の是正です。 ローマ条約前文でも、統合進展に伴う格差拡大の 畏れが認識されています。具体的施策としては、 1975年のERDF(欧州地域開発基金)で本格化し、 1988年の制度(構造基金)改革を経て現在に至っ ています。尚、1989~1993年は構造基金の第1期、 1994~1999年が第2期、2000~2006年が第3期

では、格差是正の意義は何か。一つには国レベ

ルの政策と同様、EC/EUレベルでの社会的公 正の実現にあります。EC/EUの場合はもう一つ、 統合の深化と拡大に伴う経済的・社会的結束です。 このEconomic & Social Cohesionは、単一欧州議 定書(Single European Act)で謳われて以来、ア ムステルダム条約でも明記される等、EC/EUの政 策の柱です。つまり、EUの地域政策は統合を推進 するための条件であり、同時に、統合による経済的 利益(果実)を条件の恵まれぬ地域を含むすべて の域内地域が分ちあえるようにするための手段で あるという面を持っている訳です。

ただし、日本の例えば地方交付税交付金には所 得移転的意味合いが含まれていると思いますが、 EC/EUの構造基金は問題地域の産業・社会構造 を転換し、生産力を上げることを通じて果実を分か ち合おうというものです。

司会 渡辺先生、少し重複するかもしれませんが、 EUの地域政策のいわば目的的なところ、それとEU と加盟国や地域の関係について如何でしょうか。

渡辺 欧州をイギリスから見るか、大陸から見るかで、 少し様相が違います。当然重なる部分があるので すが、EUの地域政策の位置付けについて、大陸 の側から整理してみます。

ローマ条約は、地域格差是正を理念としては謳 っているのですが、基本的に地域政策は各国の専 属的権限であるという立場だったと言えます。これ が相応の合理性を持ち得たのは、原加盟6ヵ国(西 独、仏、伊、ベネルクス三国)が、国民所得水準にさ ほど大差なかったことがあります。イタリアは南北問 題を抱えていましたが、あくまで国内の問題であり、 国全体としては他加盟国と基本的には等質的な国 家とみなされていたのです。

1973年にイギリス、アイルランド、デンマークが加 盟します。アイルランドは国全体がかなり貧しいため、 加盟の前年頃から加盟国間格差をどうしたら良い かということが問題になり、1975年にERDFが創設 されました。

これ以降ECは地域の問題に踏み込む訳ですが、 この段階ではまだ、加盟国間のアンバランスをどう するかに関心が向けられて、加盟国内部が抱えて いる諸地域の問題は加盟国の専属的事項である という立場は変わっていませんでした。しかし、1988 年の構造基金改革以降、三つの構造基金*^{*}やEIB (欧州投資銀行)等の諸制度を総合的に運用し、 一国内部の地域間格差について、ECが踏み込ん で関与する段階に入りました。

*)ERDF、EAGGF(欧州農業指導保証基金) ESF(欧州社会基金)

最近の動きとしては、これまでとは逆に、地域政 策は各加盟国の権限に戻すべきではないかという 議論が出てきています。背景には地域政策とCAP(共 通農業政策)だけでEU予算の80%を占めていると いう重い現実があります。例えば、この5月初旬に ベルリンで開かれたヨーロッパの社会民主党大会で、 ドイツ社会民主党がEUの連邦化を提案しました。 これは結果的に宣言には盛り込まれませんでしたが、 提案内容は、欧州委員会を行政府にする、欧州議 会を本来の議会にして予算決定権を与える等に加 えて、農業・地域構造政策を各国の権限に戻すと いうものです。この提案について、ドイツ国内の世 論調査では3:1で賛成されています。

この背景として、CAPが極論すればフランス農 業のためのものということもありますが、ドイツでは、 農業・構造政策はEC/EUの本来の課題ではなく、 各国に任せるべきだという意見が強いのです。

また、マーストリヒト条約で補完性原則が初めて 明確に謳われました。補完性原則自体は、以前か ら意識されていたのですが、加盟国次元で出来る ことはこれに任すという原則が確認された訳です。 今後、地域政策に関して、EC/EUは今までのように 関与を強めていくのではなく、逆に弱める可能性が 見えてきました。

辻 2000年からの第3期プログラム期間は、既に 加盟交渉が始まっている(経済水準の低い)中東



辻 悟一 氏(TSUJI Goichi)

1939年 京都府生まれ。

大阪市立大学経済学部卒業、大阪市立大学大学院経済政策専攻修了。 松山商科大学教授を経て、現在、大阪市立大学教授(経済学部)。 経済地理学、 産業立地論専攻。

『イギリスの地域政策』(単著、世界思想社、2001年9月刊行予定)

- 『経済地理学を学ぶ人のために』(編著、世界思想社、2000年)
- 『日本の産業構造と地域経済』(共編著、大明堂、1997年)
- 『変貌する産業空間』(編著、世界思想社、1994年)

欧諸国が構造基金の対象地域に入る可能性があ りますから、このままではEUの歳出がどんどん膨ら んでしまうという財政面の危機感があります。

6つのObjectivesを3つに絞る、又、援助対象地 域の対EU人口比率を下げるという重点化の背景 には、このような財政制約もあるのでしょう。

渡辺 ERDFはアイルランド加盟がきっかけですが、 実際は、農業生産性が最も高く、従ってCAPの恩 恵にほとんどあずからないイギリスを慰撫すること に目的があったと言われています。イギリスはCAP では完全に持ち出しになりますので、イギリスの中 でも相対的に貧しいスコットランドや後進・衰退地 域にERDFから資金を投入して、不満を和らげよう とした訳です。

西独の一部地域もそうですが、工業の衰退 に伴う地域問題を、最も強く抱えていたのはイギリ スです。確かに、CAPとの関係は明らかですが、 ERDFの設立にはイギリスがかかえる衰退地域問 題の存在も強く作用しました。

当初、ECは地域政策を加盟国内部の問題と捉 えていましたが、一般的に豊かな国のほうが手厚 い政策が打てますから、ECレベルでの地域間格差 の是正・地域的平等の実現化を考えれば、理論的 にもEC独自で地域政策に取り組む必要がある訳で す。したがって、加盟国独自の地域政策がEC/EU のそれに先立って実施されてきたなかで、EC/EU レベルでどのようにして独自の地域政策を行うかが 一大問題となってきました。これまでのEC/EUの地 域政策の歴史は加盟国との間の綱引きの歴史でも あるといえるでしょう。

日本でも同じですが、トランスファーの問題 には出し手側と受け手側の意識の違い、軋轢はあ ると思います。ただ、前半のお話を伺うと、理念的・ 制度的にしっかりと整理されていると感じます。こ のあたり如何でしょうか。

渡辺 欧州の地域政策の理念的側面を考える際、 今まで見てきたEC/EUに加え、Council of Europe の存在も念頭に置くべきだと思います。EUの欧州 理事会(European Council)と間違われやすい上に、 定訳もありませんが、私は「欧州評議会」と訳して います。

これは1949年に設立された組織で、最近アルメ ニアが加盟して43ヶ国になりました。東欧諸国、ロ シアも入っており、最も加盟国の多い全欧州的な国 際機関です。

EC/EUは経済統合からスタートしましたが、欧州 評議会は人権と民主主義というヨーロッパ共通の 文化的価値を梃子にして欧州の連帯を復活、強化 することを目指しており、とりわけ人権問題において 大きな役割を果たして来ました。



渡辺 尚氏(WATANABE Hisashi)

1937年 東京都生まれ。

東京大学経済学部卒業、東京大学大学院経済学研究科理論経済学・経済 史学専攻博士課程单位取得退学。北海道大学助教授、京都大学助教授、 教授を経て、現在、東京経済大学教授(経済学部)。 経済政策論、西洋経済史専攻。

『ヨーロッパの発見 - 地域史のなかの国境と市場』(編著、有斐閣、 2000年)

> 『型の試練 - 構造変化と日独経済』(共編著、信山社出版、1998年) 『現代ヨーロッパ経営史 - 「地域」の視点から』(共編著、有斐閣、 1996年)

日本人には理解し難いかもしれませんが、欧州 評議会は、地域間格差はまさに人権に関わる問題 と位置づけているのです。

1951年には当時の欧州評議会加盟国の自治体 が欧州自治体・地域評議会を組織しており、1985 年に欧州評議会は欧州地域団体自治憲章を制定 しています。この「地域憲章」は、EC/EUが地域政 策を構想、策定するに際しても遵守するべき規範 になっています。

また、1981年、欧州評議会は、不利な条件下に ある国境地域間の協力に関する大綱協定を定 めています。この後、EC/EUでは、1990年に INTERREG という、国境地域の支援プログラム を開始しました。因みに、INTERREG が90~93年、 INTERREG が94~99年、INTERREG が 2000~2006年と続いています。

地域問題に関しては、総じて欧州評議会が人権 問題あるいは「市民のヨーロッパ」(Europe of the Citizens という観点から一貫して取り組んで来ました。 この"Europe of the Citizens"と"Europe of the Regions"は表裏一体のものですから、EC/EUと欧 州評議会とが両輪となって、地域政策を展開してき たと言えます。

司会 人権問題と考えると非常に重いのですが、 おそらく欧州のほうが経済統合による自由競争の 一方で、人権や政府の役割等について確とした意 識を持っているような気がします。

経済統合ですが、来年からユーロの現金が一般 に流通し始めます。これはEU内の地域間格差を 拡大する方向に働くでしょうから、地域政策を含め た政策展開は変わっていくのでしょうか。

辻 少なくとも経済的格差をより一層鮮明にするで しょう。通貨統合は人・モノ・カネの単一市場化と合 わせて、EU内の競争をより一層徹底させる効果を もちます。ただ、冒頭で申し上げた社会的・経済的 結束という視点から考えれば、自由競争とか競争 政策だけでは結束が実現されるわけではありません。 しかし、競争力の確保もきわめて重要な課題です。 したがって、EU全体としては、競争政策と地域政 策とのバランスをどうとるかがつねに注意されてい ます。日本でもそれら二つのバランスはこれからもっ と重大となると思われます。

渡辺 辻先生、如何でしょう。イギリスの場合は、 大陸側に比較して、競争政策がより強く前面に出 ているのではないでしょうか。

辻 イギリスと大陸諸国とでは仰るようにアングロ・ サクソンとコンチネンタルの違いはあります。しかし、 EC/EUの大きな目的は経済通貨統合による域内の 経済力強化であり、その背後には米国や日本との 競争がある訳です。EC/EUの場合、国家による個

別企業への援助は例外的にしか認めないという基 本的考え方からも分かるように、自由競争が原則で す。

渡辺 さしあたりイギリス対大陸という図式でお話 しして来ましたが、大陸が一枚岩かと言うと決して そうではありません。フランスとドイツは、その時代時 代の力関係によって、どちらかが競争政策を前面 に出し、どちらかが守勢に回ります。今は、ドイツが 競争政策を前面に押し出し、フランスはグローバリ ゼーションに異議を申し立てるという対抗関係で しょうか。

司会 米国との比較で言えば、温暖化問題に対 するスタンス等もかなり違うようです。環境問題との 関わりから見た地域政策の動向については如何で しょうか。

辻 EC/EU全体としても各国レベルでも、サスティ ナブル・ディベロップメントは地域政策のなかでかな り重視されるようになりました。アジェンダ2000でも、 持続可能な成長と雇用が、EC/EUの域内政策の 重点分野の一つにあげられています。

渡辺 私の印象では、1980年代に入って、突然、 ヨーロッパで環境政策が打出されて来ました。大量 生産経済で日本とアメリカに遅れをとった訳ですから、 欧州が優位に立てる競争力要因を模索した結果 として出て来たのではないかと、私は見ています。 初めから理念として環境重視があったと言うよりも、 グローバリゼーションへのヨーロッパ的対応というか なり政策的、戦略的な方向転換だったと思います。

EC/EUの政策体系の中での位置づけで言えば、 環境問題はCAPの見直しとも結びつきが強いよう です。CAPの下で劣等地までが耕地化され、集約 農業が行き着くところまで行って、土壌汚染を引き 起こし、森林が減っているという問題が深刻になっ ています。現在は、劣等地での農耕を止める、或い

は再森林化が主要な目標になっています。

勿論、CAP見直しは、直接的には財政負担軽減 の必要に迫られてなされているのですが、大義名 分としては環境政策と結びついた形です。CAPは、 共通農業政策(Common Agricultural Policy) から、共通農村政策(Common Rural Policy)の ほうに向かっています。

2. ドイツの地域構造と地域政策

司会 次に、ドイツ、イギリスの対比の中から国別 の地域政策に話を進めたいと思います。先程もお 話が出ていましたが、自由競争と地域政策の国毎 の位置付けの違いや、その前提としての地域構造 についてお願いしたいと思います。

渡辺 時間もありませんので、地域構造について は1980年代以降について簡単に話します。

一般にSouth North Gapと言えば、北が優位で南 が劣位という現象が世界的規模で見られます。し かし、1980年代に少なからぬ国の内部で優劣が逆 転し、ドイツでも西北ドイツ(ルールを中心としたライ ン河の下流域、重厚長大産業が集積はりも、軽薄 短小産業(エレクトロニクスや精密機械工業)が発 達した南ドイツ(バーデン・ビュルテンベルク、バイエ ルン)のほうが成長率が高く、失業率も低いという 現象が顕著になりました。当時ドイツでは、この格差 が地域構造政策上の大きな問題として関心を集め ました。

ところが1990年に東西ドイツが統一すると、旧西 独と旧東独の東西格差が問題になり、旧西独内の 南北格差が陰に隠れてしまったのです。現在、東 西格差は少しずつ縮小してはいますが、格差解消 までまだ相当の時間がかかりそうです。例えば、失 業率は依然として大きな開きがあります。旧西独で 約8~9%、旧東独ではそのほぼ2倍に達します。し かも旧東独の場合には、女性を中心に、初めから 諦めて労働市場に出て来ない人たちがいますから、 潜在的失業率は25%近くまで達しているのではな いかという説さえある程です。

興味深いのは、一方でドイツがEUの東方拡大に 非常に熱心なことです。EUの東方拡大とは、要す るにポーランド、ハンガリー、チェコ辺りが、ドイツの 事実上の再生産圏に入ってくることを意味します。 事実すでに旧西独の資本が旧東独を飛び越して 東欧に投下されています。VWがチェコのシュコダ を合併し、経営的成功を収めているのはその好例 です。

ドイツ内部の東西格差解消のための地域構造 政策と、ドイツによるEU東方拡大政策推進は、一見 相反します。この両者を整合的に理解するポイントは、 移民政策と研究開発政策でしょう。

移民に関しては、東方拡大に伴って東欧からドイ ツ国内への大量流入が予想されるので、ドイツ政 府は自由な流入を抑制する猶予期間を設けること を主張しています。ところが他方では、IT等の専門 技術者を積極的に受け入れようとしています。

このような二重の移民政策は、ドイツは旧東独地 域を生産拠点としてよりも研究開発拠点として再構 築しようとしていると考えれば、ある程度理解可能 となります。そもそも欧州全般で、基礎研究に対す る国家予算支出割合が日本よりも高いのですが、 中でもドイツは高く、確固とした国策になっています。 旧東独の大学や国立研究所へ多額の科学技術 予算をつぎ込むことで、旧東独を低賃金の生産拠 点ではなく、研究開発拠点として再開発することに より、東西格差の縮小を図ろうとしているのではな いかと、私は見ています。

東西の経済力の格差は依然としてありますが、イ ンフラ格差は今急速に解消しています。例えば、旧 東独の鉄道や道路は非常に遅れていたのですが、 最先端技術を投入して整備していますから、むしろ 旧西独よりも新しいものが出来ています。こういった 基礎的インフラ整備の次の段階として、大学や国立 研究機関への人材・予算投入を行っている訳です。

司会 行政体制については如何でしょうか。西独

は州の力が強い分権型の構造だと思うのですが、 東については。

渡辺 歴史的には、西も東も大小様々な「国」(下 位国家:シュタート、ラント)の集まりです。ただ、東 独は1952年に行政改革を行い、それまである程度 自立性を保持していた5つのラントを廃止し、中央 集権体制に移行しました。

まだ全体としては東独体制の名残が残っていま すから、旧西独と同じようにラントの主権行使にそ れぞれの州民が十分なじんでいるかと言うと、そう ではありません。

東独内の地域構造は、国全体の経済力が弱か ったことと中央集権制度により、東ベルリンへの集 中が進みました。第2の都市がザクセンのライプツィ ヒですが、ベルリンとライプツィヒの格差拡大に象徴 されるように、東独でも南北格差が拡大しました。 西独で南北格差が発生した時に、これと並行して 東独でも南北格差(ただし西独とは逆に北の優位) が発生したのは、実に興味深い現象です。体制変 革の引き金となったデモが、「南」のライプツィヒで 起こったのはけっして偶然ではありません。

3. イギリスの地域構造と地域政策

辻 イギリスでは、地域問題が出現してから今日まで、 単純化すれば南北格差です。

石炭・鉄鋼・造船・重機械等の伝統的基幹産業 がイギリスの北部や西部に集中立地し、電気機械 や自動車といった新興成長産業は南部に立地しま した。歴史的にみれば、産業構造転換に伴う経済 力の地域格差がイギリスの地域問題です。

ただし、南北区分は固定的なものではなく、サウス・ イーストと並んで長い間二大繁栄地域の1つだった ウェスト・ミッドランドは、70年代の工業衰退で84年 にAssisted Areasに初めて指定されます。更に90 年代になりますと、93年にロンドンの一部や、サウス・ イーストの南岸地域の一部もAssisted Areasに指 定されるのです。問題地域が南下してきたわけです。

最近の注目点を幾つかお話し致します。

一つは、地域政策と都市政策、即ち地域問題と 都市問題の境界がしだいに曖昧になったことです。 従来は、例えばロンドンの一部の荒廃問題地区は 都市政策の対象というように(少なくとも概念的に は)考えられていましたが、このような地域内部の 空間格差についても地域政策の対象となってきま した。更に、都市政策や農村政策を包含した地域 再生政策(Area Regeneration Policy)が1990 年代に展開されています。その背景には、80年代 のサッチャリズムがあります。イギリスの80年代は 地域政策が縮小した時代ですが、不動産開発を 中心とした都市開発政策は強力に繰り広げられ、 その結果、例えばドックランドのような見事な景観の 地区と隣り合わせに疲弊した地区が現れた訳です。

また市場主義の徹底には、都市ばかりか農村地 域でも荒廃空間を生むのに手を貸しました。

もう1つ、先程EC/EUのところでも触れましたが、 1990年代は地域レベルの競争力強化が地域政策 の重要な柱となります。勿論、従来からの高失業地 域の雇用の維持や創出は地域政策の柱として放 棄された訳ではありませんので、競争力政策として の地域政策との整合性が問題なのですが、ともかく も、全ての地域での競争力強化が地域政策でもう たわれています。EUの中でまたグローバルな競争 の中で国の競争力を回復するために、国を構成す る諸地域の競争力を強化しようとしている訳です。

このような動きのなかで、国の地域的関与も変わ ってきます。地域政策に関する国の関わりは、イギリ スでは元々Assisted Areaでの企業援助措置を中 心とした比較的限定的なものでした。しかし、ひと たび地域の競争力強化を目指すとなりますと明らか に企業への地域的援助だけでは不十分となります。 しかも地域毎に異なる特殊な条件・事情に適合す る政策が必要になります。このため、1994年に、 Government Office for the Regionsが、1999年 にはRegional Development Agencies(RDAs) が設置されて、これらの機関をいかして国の諸政

策の地域的インパクトを考慮しつつ、全体として地 域の経済力の強化を図ろうとしています。いわば地 域政策から地域戦略(Regional Strategy)への進 展です。

いま少し具体的に申しますと、1975年末と1976年 初めにScottish Development AgenciesとWelsh Development Agenciesが既に出来ていますが、先 般イングランドの諸地域に、Regional Development Agenciesが出来ました。これらリージョナルレベル の組織が地域戦略に取り組もうとしているところです。 ただし、これらRDAsは現在のところトップダウン的 色彩が濃厚です。

渡辺 地域の競争力という議論は、コール政権末 期頃のドイツの産業立地論争に重なるところがある と思います。

ドイツ企業の対外投資増とドイツ国内への直接投 資減が長期的に産業立地としてのドイツの競争力 を弱めてしまうので、この危機を克服するためにどの ような政策的可能性を探るべきかという議論です。

産業立地としてのドイツの適合性を考える時、ド イツ全体というよりも、ドイツの分権構造に規定され て各々の地域が産業立地条件を強化しなければ いけないということになりますから、国家間の競争は 同時にドイツ内部の地域間競争となり、逆に後者が ドイツの競争力の構成要素となるのです。

司会 日本でも、地域の自立的発展を言うとき、国 としての競争力政策を念頭に置かないと、と思います。 空洞化も似ていますし。

イギリスのお話で国の機関としてのRegional Development Agenciesの話が出ましたが、地方 分権の態様の違いについては如何でしょうか。

辻 イギリスは、ドイツと比べるとはるかに中央集権 的ですし、ドイツの州に相当するような地域政府も 存在しません。

EC/EUの地域政策では、地域レベルでのプログ

ラムが前提となっていますが、イングランドにはこの レベルの公的な総合機関がなかったのです。そこで、 EC/EUとの関係だけではなく、スコットランドやウェ ールズとの対比で、リージョナルレベルの取り組み が必要ではないかという考えが強くなり、(国主導 なのですが)地域レベルでの公的な組織である開 発公社のような先述のRDAsをブレア政権が設置 しました。 資金は中央の3省(DETR、DTI、DFEE) から出ていることもあって、ボトムアップ的な組織と はいえないのですが。

渡辺 EUではNUTS 1~NUTS 3という統計上 の地域区分レベルの階層があり、EUベースで Regional Policyを議論するときのレベルはNUTS 2となっています。ドイツではNUTS1がLand(州)、 NUTS 2が Regierungsbezirk(行政区、日本の県相当) NUTS 3が Kreis(郡)で、ドイツのRegierungsbezirkは、 行政単位としての制度・実体を持っているのですが、 イギリスのNUTS 2レベルではどうなんでしょうか。

辻 イギリスのNUTS 2レベルはカウンティの集合体 のような地理的単位ですが、独立した行政体では ありません。ただ、自治体が、例えば外国資本誘致 等で協力し合う組織はかなり以前から存在してきま したし、そういう組織をDTIが支援してもいます。そ れゆえ、RDAsを作るときにも、既に数多くの組織が 地域内にはあるのだから屋上屋を架すことになりか ねないとの指摘が一部にはあったほどなのです。

4. 最近の動き

司会 地域政策の重点は、多くの国で工業再配 置からスタートしていると思うのですが、最近の動き で特色的なところをお話し頂けませんか。

辻 イギリスでは70年代前半頃までは企業誘致で す。70年代後半からはこれに加えて、域内開発・内 発的開発を重視するようになります。さらに外国資 本の誘致も重大視されるようになります。

もう一つは、競争力の観点から人的資源のレベ ルアップが注目されます。ブレア政権の手になる 1998年の競争力白書も「Knowledge Driven Economy」がそのタイトルですし、教育と職業訓練 による人的資源の開発が政策の一大支柱となって います。またwelfareからworkfareへ、といわれるよ うに従来の福祉政策が大胆に見直されています。 ブレア政権は時にサッチャー政権よりもサッチャリズ ム的だと言われますが、そうした面が確かにあります。

また、「Knowledge Driven Economy」と関係 しますが、民間ハイテク部門を中心とするクラスター 育成に力を入れていることも注目に値します。

渡辺 ドイツ全体として基礎研究に資源を投入し ていることを言いましたが、具体的には例えば Technologiezentrumがあります。イギリスのクラス ターと似ているのでしょうか。大学で基礎研究、イン キュベータで商品化技術の開発を図るという二人 三脚で、州間で競争しています。

現在、バーデン・ビュルテンベルク州とノルトライン・ ウェストファーレン州でTechnologiezentrumが高 密度で存在し、好業績をあげ始めています。

これは産業立地論争をたたかわせながら、ドイツ の競争優位を技術力に求めようとした地域政策の 成果ですし、この傾向は1980年代頃から1990年 代に加速しています。

5. わが国への示唆

司会 今までの議論でもご披瀝頂いていますが、 これからの日本の地域政策はどうあるべきか、また、 私どもも地域の自立的発展に貢献していきたいと 考えておりますので、ご示唆を頂ければと思います。

辻 まずは、地域の自立的発展とは何なのか、どの ようなレベルで地域を捉えるか、自立的発展とは何 を持って測るのか、定義・目標を明確にしておくべき でしょう。次に政策や政策措置の評価の仕組みに ついてですが、EC/EUでは事前・中間・事後評価

が試みられています。わが国でもそうした努力がし だいに払われるようになりましたが、EUの試み、経 験からも学ぶべきだと考えています。

政策金融に関して言えば、構造基金で取り入れ ている"プログラム"方式を見落としてはなりません。 プログラム自体にしっかりした意味があることが大 前提ですが、そのプログラムに位置付けられたプロ ジェクトを支援していくことで、より効果的な資金援 助が出来るのではないでしょうか。

また、EC/EUでもまたイギリスその他の国でもパ ートナーシップが近年重視されていますが、関係す る諸主体のパートナーシップなしには地域開発は成 功しません。パートナーの一員であるという位置付 けをしっかりして政策金融・地域金融に取り組んで 頂ければと期待しています。

最後に、地域の自立的発展は一般的に長期的 な課題ですから、政治的なものを含めてあまり短期 的事項に振り回さないようにと願っています。

渡辺 欧州は歴史的・地理的条件が日本と違いま すから、そのままで直接適用することは難しいと思 いますが、あくまで条件が違うという前提で二点だ け申し上げます。

一つは、中央政府に有効に対抗できるだけの人 口規模と経済力を備えた地域単位を再編成するこ とです。その際、現在の道州制の議論のように既 存の都道府県を単純にまとめるというのではなく、 場合によっては県を真っ二つに割ってしまう等、県 境に囚われず、人口や産業などの経済地理的な諸 条件も踏まえて、合理的と思われる再編成が考えら れないでしょうか。

市町村合併が流行りですが、県境を越え、県境 を相対化するような市町村合併というものを試験的 にやってみるということが、県境そのものを見直す 引き金になると思います。

これが非常に難しいことはドイツの経験を見ても 明らかですが、政策銀行には、議論、或いはシミュ レーション程度でもして頂くと良いきっかけになると

思います。

もう一つ、私自身ここ4~5年程、国境を越える地 域間協力(euregio)の実態調査を進めており、日 本でもこれに相当するようなものが出来ないかと考 えています。一番可能性の高いのは日韓・日台の国 境地域間協力でしょう。例えば九州北部と朝鮮半 島の南部ではつとに日韓海峡フォーラムがあり、首 長会議が10年以上前から定例的に行われています。 中央政府が梃子入れするのではなく、それぞれの 地域の主体的行動を尊重することが肝要ですが、 このような地域の活動に対する周囲からの理解が もう少しあれば、更に発展する可能性を秘めている と思います。

司会 本日はご多用のところ、大変長時間にわたり ありがとうございました。